令和1年 (NO-5)

里山

龍ヶ崎・里山の会 令和1.07.11.

今回は、パリ協定について、勉強したいと思います。

地球温暖化への防止として、世界会議(COP21)が2015年に開催され、パリ協定が定められました。パリ協定の主な内容は、次の通りであります。

1. 「2度未満」

全体の目的として、世界の平均気温の上昇 を産業革命前と比較して2度未満に抑える こと。

2. 「長期目標」

長期目標として、今世紀後半に、世界全体 の温室効果ガスの排出量を、生態系が吸収 できる範囲に収めるという目標を行う。

3. 「5年ごとの見直し」

各国は、既に国連に提出している 2025 年から 2030 年に向けての排出量節減目標を含め、2020 年以降、5 年ごとに目標を見直し・提出する。

4. 「より高い目標の設定」

5年ごとの目標の提出の際には、原則として、各国は、それまでの目標よりも高い目標を 掲げること。

5. 「資金の支援」

資金の支援を必要とする国への支援については、先進国が原則的に先導しつつも、途上国 も(他の途上国に対して)自主的に行うこと。

6. 「損失と被害への救済」

気候変動の影響に、適応しきれずに実際に「損失と被害(loss and damage)」が発生してしまった国々への救済を行うための国際的な仕組みを整備すること。

7.「検証の仕組み」

各国の節減目標に向けた取り組み、また、他国への支援について、定期的に計測・報告し、かつ国際的な検証をしていくための仕組みを整備すること。



国際会議

1. COP 気候変動枠組条約国会議

当会議の目的は、大気中の温室効果ガスの増加により、地球の温暖化、異常気象、自然の生態系に悪影響をあたえていることに対して、防止すること。

大気中の温室効果ガスの濃度を減少させ、地球全体の気候を安定化する努力を行っている。 パリ会議もそのための会議で21回目の国際会議である(現在は24・ポーランド)。

2. IPCC 国連気候変動に関する政府間パネル

当組織は、世界の専門的な科学者により、地球の温暖化に対して、科学的、技術的、社会経済的な見地から調査を行い、気候変動に対しての包括的な評価を行うことである。

具体的には、各国政府から推薦された科学者が参加して、5~6年ごとにその間の気候変動について、最新の状況を評価し、評価報告書(アセット・リポート)にまとめ公表している。



SDG s (世界の総力を上げての国際目標)

(現在のアンバランスの世界システムを正常に戻す長期目標) 2015年、国連にて採決され「持続可能な開発目標」を提示し、 住みよい、多様性にとんだ社会を構築することを目標としている。

達成目標は、17項目にわたっており、2030年に向けて実施し 主な目標は、次の通りである。

- ■. あらゆる場所においての貧困・飢餓の撲滅を図る。
- ■、健康的な生活と福祉を促進する。
- 全ての人に雇用と働きがいのある社会を促進する。
- ■. あらゆる年齢・人々に生涯教育の機会を提供する。
- ■. 全ての人に水と衛生環境の提供を行う。
- ■. 生活食糧、都市環境、人の住みやすい居住を実現する。
- ■. 気候変動、その影響を軽減する緊急対策を行う。
- ■. 自然の資源の保全活動(森林、海洋、生物多様性)を促進する。

